平成２４年（フ）第１６８号
奈良県大和高田市大字築山162番地１　シフォン301号
債務者　前村　智也
１　決定年月日時　平成24年６月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第４１号
福岡県行橋市大字高瀬443番地17
債務者　藤田　尚美（旧姓日野・濱田）
１　決定年月日時　平成24年６月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第４９号
北海道北見市北６条西６丁目11番地　レジデンス６．６―101号
債務者　齊藤　陽子
１　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第６３号
青森県三戸郡五戸町字追分15番地６
債務者　伊調　幸也
１　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第６４号
青森県十和田市東十二番町７番33―10号　富地団地11号
債務者　李澤　　亘
１　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第６６号
青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字柳沢91番地195
債務者　漆舘美加子
１　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第２６０号
埼玉県八潮市大字大曽根630番地１　レオパレスシャルマン301、住民票上の住所埼玉県八潮市大字大曽根1449番地２　大基建設内
債務者　塩入　義和
１　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３０６号
埼玉県春日部市大枝873番地３　パークビレッジ１番館205号、旧住所埼玉県吉川市新栄１丁目８番地10
債務者　森田　秀美（旧姓高田）
１　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３３３号
埼玉県草加市新里町1225番地　マリモシャトレーＹ・Ｃ―106号
債務者　窪田　貴光
１　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２２０号
埼玉県本庄市児玉町児玉1583番地５
債務者　杉山　清七
１　決定年月日時　平成24年６月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２１４号
千葉県市川市大町561番地　グリーン・フラット松飛台Ⅰ―202号
債務者　中山　直一
１　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４４９号
千葉県市原市五井東１丁目19番地５
債務者　中畑　亜紀
１　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５３４号
千葉県市川市幸２丁目12番９号　緑映ハイム202号
債務者　萩田　和秀
１　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５７２号
千葉市美浜区真砂４丁目４番１棟1111号
債務者　小田川哲夫
１　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５８６号
千葉県習志野市大久保１丁目８番６―106号
債務者　清水　浩二
１　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５９７号
千葉市中央区今井２丁目14番４号　フォレストⅡ201号
債務者　高嶋　伸夫
１　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６１２号
千葉県船橋市滝台町105番地１　グローリア初穂薬園台501号
債務者　小川　道子（旧姓飯島）
１　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係